平成２９年（フ）第７９号
岐阜県可児市今渡2554番地３　コテージＣ・Ｙ－Ｃ、前住所岐阜県可児市下恵土792番地１　エメラルドガーデンⅡ－201
債務者　後久　真帆（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第５号
静岡県富士市中野483番地　リオン・ツインズⅠ－103号
債務者　服部千世美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第５号
三重県南牟婁郡紀宝町鮒田1371番地５
債務者　小山　圭世
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第６号
兵庫県川西市日高町８番１－302号
債務者　田村　香枝
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県豊岡市出石町弘原308番地の１　リバーシティ103号、前住所京都府福知山市字正明寺387番地の９　はるか集合住宅203号室
債務者　松原　侑美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
鳥取県境港市中野町5408番地４　グリーンタウンＢ102号、前住所鳥取県境港市竹内町609番地
債務者　近藤　雅規
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第９号
広島県三原市沼田西町松江1460番地
債務者　那賀　哲夫
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１０号
広島県三原市沼田西町松江1460番地
債務者　那賀　靖恵
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第８号
愛媛県伊予郡松前町大字出作３番地３
債務者　西岡由利香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１３号
愛知県刈谷市築地町５丁目１番地10
債務者　金山　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道旭川市神居１条13丁目３番15号　越智第三マンション　Ｃ号室
債務者　安西利津子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
北海道旭川市10条通14丁目24番地の515　10.14コーポＡ207
債務者　深井　真波
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番23－909号
債務者　大西　博雄
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５５号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目30番22号　Ｅｉｗａ　Ｍａｎｓｉｏｎ303号
債務者　田中　智徳
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番21号　昭和町サンハイツ103号
債務者　小森　光公
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２８号
大阪市天王寺区南河堀町９番48－807号
債務者　橋本　裕典
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部